

八島ビジターセンターあざみ館の指定管理者として
下諏訪観光協会を候補者とした理由

下諏訪町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第2項「町長は、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、第2条による公募によらず、出資団体等を指定管理者の候補者として選定することができる。」の特例を適用することが適当。

【非公募の条件】公共施設指定管理者の選定基準 ①及び②の(2)・(3)に該当

○八島ビジターセンターあざみ館の設置目的

八島ヶ原湿原を中心とする自然に関する資料の収集、展示を行い、観光及び教育文化の向上発展に寄与することを目的として設置。

○下諏訪観光協会を候補者とした理由

1. 平成8年4月1日の開館当初から下諏訪観光協会が業務委託を受け、平成18年4月1日から現在まで、指定管理者として当該施設の管理運営を継続して行っており、施設内容及び管理方法を熟知している。
2. 八島ヶ原湿原は、年間60万人を超える観光客が訪れる町有数の観光資源である。町の観光振興を担う下諏訪観光協会は、大社周辺等の観光要所と八島ヶ原湿原とを結びつけた情報発信を行うなど、滞在型の観光を推進することができる団体である。
3. 当該施設は、当町唯一の山岳観光の拠点であることから、館内の展示等の案内業務については、専門性（知識及び経験）のある職員の確保及び人材育成を含めて事業を継続する必要がある、引き続きの指定が望ましい。
4. 当該施設は入館料を徴収しておらず、収益性を有しない公共性の高い施設であるため、公共的団体による管理運営が適当である。